

7月5日(金)午後9時～
8日(月)午前8時30分
自動交付機の利用を
休止します

外国人住民の方の住民基本台帳ネット
ワークシステムの運用開始に伴うシ
ステム作業のため、区役所・地域センタ
ーに設置している全ての自動交付機を休
止します。
【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎
1階)☎(5273)3601へ。

区内の中小企業の経営力強化につな
がる事業を実施する事業者を募集し
ます。委託費用は、東京都の「緊急雇
用創出事業臨時特例補助金」を活用
します。
【応募資格】起業時から都内に本
社がある起業後10年以内の法人等
【委託期間】9月2日(月)～26
年3月31日(月)
【委託内容等】▼中小企業の経営
力強化のための営業代行・販路拡大
・コスト改善等に関する事業を実施
する、▼営業経験者などの失業者を
8人以上採用し、事業に従事させる
、▼事業費の60%以上を人件費と
する
【委託額】約2千900万円
【申込み】事前に予約の上、企画提
案書を7月19日(金)までに産業振
興課産業振興係(西新宿6―8―2、B
1Z新宿4階)☎(3344)0701へお
持ちください。詳しくは、同係で配
布の募集要項、新宿区ホームページでご案内
しています。

区政情報(公文書)を
公開請求できる方の範囲を拡大しました
7月1日施行
新宿区情報公開条例を改正

今回の改正では、区の保有する情報
の一層の公開を図り、区政の透明性を
向上させるため、区政情報(公文書)を
公開請求できる方の範囲を拡大しまし
た。7月1日(月)から、どなたでも公
開請求できるようになります。

	改正前		改正後
	区民等	区民等以外	何人も
請求方法	公開請求	任意公開 申し出	公開請求
公開の義務	あり	なし (努力義務)	あり
異議申し立て	可能	不可能	可能

個人情報業務登録・個人情報ファイル登録・個人
情報を含む業務委託の状況(24年度末現在)

実施機関	個人情報 業務登録	個人情報 ファイル登録	個人情報を含む業務委託
区 長	1,601件	420件	306件
教 育 委員会	611件	48件	17件
選挙管理 委員会	14件	7件	2件
監査委員	2件	1件	1件
議 会	21件	3件	9件
合 計	2,249件	479件	335件

24年度に例外的に行った目的外利用・外部提供・
電子計算機の結合の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	電子計算機の結合
区 長	12件	3件	6件
教 育 委員会	1件	0件	0件
議 会	0件	1件	0件
合 計	13件	4件	6件

※目的外利用は、業務の目的を超えて利用する課が
属する実施機関に集計しています。

24年度の実施機関別の自己情報の開示請求の状況

実施機関	開示請求 件数	開示の可否決定件数					
		開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答 拒否	未決定等
区 長	101件	49件	27件	0件	25件	0件	0件
教育委員会	3件	2件	1件	0件	0件	0件	0件
合 計	104件	51件	28件	0件	25件	0件	0件

※請求件数・決定件数には、23年度中の請求に対する決定件数
(区長2件)を含みます。
※24年度は、自己情報の訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

平成25年第2回区議会定例会 議決結果
区長が提出した議案は、すべて原案どおり可決されました。
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階)☎(5273)3505・☎(3209)9947へ。
◆予算案1件
○平成25年度補正予算
●平成25年度新宿区一般会計補正
予算(第4号)
◆条例案9件
○新設の条例
●新宿区空き家等の適正管理に関
する条例
●新宿区公共の場所における客引
き行為等の防止に関する条例
○一部改正の条例
●新宿区立福祉作業所条例の一部
を改正する条例
●新宿区立地域交流館条例の一部
を改正する条例
●新宿区立保育所条例の一部を改
正する条例
●新宿区立子育て支援施設の設置
及び管理に関する条例の一部を改
正する条例
●新宿区学童クラブ条例の一部を
改正する条例
●新宿区自転車等の適正利用の推
進及び自転車等駐輪場の整備に関
する条例の一部を改正する条例
●新宿区立の小学校、中学校及び
特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例の一部を改
正する条例
◆その他3件
●区民ふれあいの森(A・Bゾー
ン)整備工事請負契約
●特別区道の路線の廃止及び認定
について
●特別区道の路線の認定について

中小企業の経営力強化を
支援しませんか
新宿区中小企業経営力強化事業
委託事業者を募集
区内の中小企業の経営力強化につな
がる事業を実施する事業者を募集し
ます。委託費用は、東京都の「緊急雇
用創出事業臨時特例補助金」を活用
します。
【応募資格】起業時から都内に本
社がある起業後10年以内の法人等
【委託期間】9月2日(月)～26
年3月31日(月)
【委託内容等】▼中小企業の経営
力強化のための営業代行・販路拡大
・コスト改善等に関する事業を実施
する、▼営業経験者などの失業者を
8人以上採用し、事業に従事させる
、▼事業費の60%以上を人件費と
する
【委託額】約2千900万円
【申込み】事前に予約の上、企画提
案書を7月19日(金)までに産業振
興課産業振興係(西新宿6―8―2、B
1Z新宿4階)☎(3344)0701へお
持ちください。詳しくは、同係で配
布の募集要項、新宿区ホームページでご案内
しています。

区政情報(公文書)を
公開請求できる方の範囲を拡大しました
7月1日施行
新宿区情報公開条例を改正

今回の改正では、区の保有する情報
の一層の公開を図り、区政の透明性を
向上させるため、区政情報(公文書)を
公開請求できる方の範囲を拡大しまし
た。7月1日(月)から、どなたでも公
開請求できるようになります。

	改正前		改正後
	区民等	区民等以外	何人も
請求方法	公開請求	任意公開 申し出	公開請求
公開の義務	あり	なし (努力義務)	あり
異議申し立て	可能	不可能	可能

個人情報業務登録・個人情報ファイル登録・個人
情報を含む業務委託の状況(24年度末現在)

実施機関	個人情報 業務登録	個人情報 ファイル登録	個人情報を含む業務委託
区 長	1,601件	420件	306件
教 育 委員会	611件	48件	17件
選挙管理 委員会	14件	7件	2件
監査委員	2件	1件	1件
議 会	21件	3件	9件
合 計	2,249件	479件	335件

24年度に例外的に行った目的外利用・外部提供・
電子計算機の結合の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	電子計算機の結合
区 長	12件	3件	6件
教 育 委員会	1件	0件	0件
議 会	0件	1件	0件
合 計	13件	4件	6件

※目的外利用は、業務の目的を超えて利用する課が
属する実施機関に集計しています。

24年度の実施機関別の自己情報の開示請求の状況

実施機関	開示請求 件数	開示の可否決定件数					
		開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答 拒否	未決定等
区 長	101件	49件	27件	0件	25件	0件	0件
教育委員会	3件	2件	1件	0件	0件	0件	0件
合 計	104件	51件	28件	0件	25件	0件	0件

※請求件数・決定件数には、23年度中の請求に対する決定件数
(区長2件)を含みます。
※24年度は、自己情報の訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

こんな電話は詐欺! ★ 息子や孫を装い「トラブル解決にお金が必要」などと電話をかけてきた犯人に 自宅や指定の場所でお金をだまし取られる被害が多発 ★ 不審な電話は迷わず110番!

情報公開制度
個人情報保護制度
平成24年度の運用状況を
お知らせします
お知らせします
情報公開制度
区政情報(公文書)を、
いつでも公開請求でき
る制度です。請求に対す
る決定に不服があれば、
不服申し立てをすること
ができ、その救済機関
として情報公開・個人情
報保護審査会を設置し
ています。
【請求できる情報】実施
機関の職員が職務上作
成または取得した文書・
図画・電磁的記録で、当
該実施機関の職員が組
織的に利用するために
保有するもの
【請求方法】所定の請求
書を各担当課の窓口
に提出してください。
24年度の実施機関別の公開請求の状況
公開の可否決定件数
実施機関 請求・
申出件数 公開 部分公開 非公開 不存在 存否応答
拒否 未決定等
区 長 221件 84件 113件 2件 16件 0件 6件
教育委員会 27件 11件 8件 1件 7件 0件 0件
選挙管理委員会 4件 0件 3件 0件 1件 0件 0件
監査委員 2件 0件 1件 0件 1件 0件 0件
議 会 3件 1件 1件 0件 1件 0件 0件
合 計 257件 96件 126件 3件 26件 0件 6件
※請求・申出件数と決定件数には、23年度中の請求に対する決定件数(区長2件)を
含みます。
個人情報業務の登録等
個人情報の取り扱う業務は、
業務の目的やどのような個人
情報を記録しているかなどを、
個人情報業務登録簿に登録し
ています。
また、電子計算機で検索でき
るように体系的に構成した個
人情報を、個人情報ファイル
区民の皆さんのプライバシー
を守るため、区が保有する個
人情報の適正な管理と利用の
ルールを定めるとともに、皆
さんが自分の個人情報の開示・
訂正等を請求できる制度で
す。請求に対する決定に不服
があれば、情報公開制度と同
様、不服申し立てをすること
ができます。
個人情報保護
制度
区では、情報公開制度・個人情報保護制度により、区民の皆さん
の区政への参加の推進と個人情報保護の適正化に努めています。
2つの制度の実施機関である区長・教育委員会・選挙管理委員
会・監査委員・議会の24年度(24年4月1日～25年3月31日)の運用
状況の概要をお知らせします。詳しい内容は、区政情報センタ
ー(本庁舎1階)・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームペ
ージでご覧いただけます。
【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階)☎(5273)4064・
☎(5272)5500へ。
※実績のない実施機関は表への掲載を省略しています。

目的外利用・外部提供・
電子計算機の結合
ある業務のために区が収集
した個人情報、その業務の目
的の範囲内でしか利用できま
せん。業務の目的を超えて利用
(目的外利用)できるのは、「本
人の同意を得たとき」「区民の
皆さんの福祉の向上を図るた
めに適正に業務を行うとき」
「法令に定めがあるとき」など
一定の場合に限られます。
実施機関の保有する個人情
報を、区の機関以外へ提供す
ること(外部提供)も、同様に厳
しく制限しています。
さらに、個人情報処理する
ため、区の機関以外の電子計算
機との通信回線による結合を
行うこと(電子計算機の結合)
も、一定の場合を除いて禁止し
ています。
自己情報の
開示・訂正等の請求
実施機関が保有する個人情
報について、本人は開示請求が
できます。また、自己の個人情
報に誤りがあれば、訂正請求が
できます。実施機関が個人情報
保護条例に反して個人情報
を利用している場合には、利用停
止請求ができます。
【請求できる方】区が保有して
いる個人情報の本人であれば、
どなたでも請求できます。
【請求方法】所定の請求書を各
担当課の窓口提出してくだ
さい。